シリーズ人権教育　第１２６回

ホームレス問題の現状



　ホームレスとは、経済的事情などにより、路上生活を余儀なくされている状況にある人々のことです。

　多くは、公園や河川敷などにテントを張り、過酷な状況で生活しています。

　厚生労働省では、ホームレスの自立の支援等に関する方針や、施策の見直しを検討するため「ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）」を実施（平成２４年１月）しました。

　この調査は、東京都２３区・政令指定都市（仙台市を除く）及び前年の概数調査の中で５０人以上のホームレス数の報告のあった市におけるホームレスの人々を対象として、合計１，３４１人に対して個別面接の方法で行われました。

　調査対象者の性別や年齢は、男性が９５・５％女性が４・５％、年齢層は、２０代から８０以上までと幅広く、平均年齢は５９・３歳でした。

　路上生活の形態としては、生活場所が定まっている者が８３・２％で、生活場所は「河川（河川敷）」２９・０％「公園」２８・２％「道路」１５・９％となっています。

　生活する為に、仕事をしている者は６０・４％で、内訳は「廃品回収」が７７・７％と最も多くなっています。

　仕事による月収は、１万円未満が９４・０％を占めており、平均月収は４千円です。

　路上生活に至った理由としては、「仕事が減った」３４・０％「倒産や失業」２７・１％「病気・けがや、高齢で仕事ができなくなった」１９・８％となっています。

　また、路上生活の中で困っていることについては、「食べ物が十分にない」２７・５％「入浴・洗濯ができなくて清潔を保てない」１９・２％「雨や寒さをしのげない」１７・４％が大半を占めています。

　また、人権擁護に関する世論調査（内閣府）では、「通行人等が暴力を振う」「経済的に自立が困難」「じろじろ見られたり、避けられたりする」「就職・職場で不利な扱いをする」「アパート等への入居や店舗等への入店を拒否される」「近隣住民等から嫌がらせをされる」などの問題があることが報告されています。

　１９９０年代後半に起きたホームレス暴行事件などを契機に、ホームレス自立支援法が制定され、国や地方自治体は、「住居や食事」、「健康相談や就職相談」など自立のための支援や、偏見をなくすための「啓発活動」などの取組を行っています。

　社会福祉施策を充実させていくことも、大変重要なことですが、「一人ひとりが、平等な存在として、人間らしく生きる権利を持っている。すべての命は等しく尊い。」ということについて、改めて理解を深めることが何より大切です。

